

雲南市・飯南町事務組合 「ごみ分別冊子」協働発行業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）は、令和4年度当初を目途に、雲南エネルギーセンター（雲南市加茂町三代1331番地1／ごみ固形燃料化施設）において2市町全量の可燃ごみの統合処理を行うこととしている。

循環型社会の形成を推進し、将来に向かって持続可能な住みよい地域社会づくりを実現するためには、家庭ごみの適正分別・適正排出によるごみの減量化とリサイクルの徹底が不可欠であることから、統合処理に沿った「ごみ分別冊子」（以下「分別冊子」という。）を発行することとした。

本要領は、分別冊子の発行に際して、組合と協働で発行する事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザルにより募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 業務名

雲南市・飯南町事務組合「ごみ分別冊子」協働発行業務

(2) 履行期間

契約締結の翌日から納品日まで（令和4年2月上旬頃を予定）

* 契約締結時の状況により、納品スケジュールを変更する場合がある。

(3) 役割分担

組合は、事業者分別冊子の作成に必要な行政情報を提供する。事業者は、分別冊子の企画、編集、印刷製本を行い、組合が指定する場所に、組合が指定する手順により納品する。

(4) 契約概算額（上限見積額）

① 分別冊子の発行にかかる総事業費のうち、組合が負担する委託料の上限（組合負担額の上限）は1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

② 組合が負担する委託料は、分別冊子の制作費及び印刷製本費等の費用から広告収入（見込み）を差引いたものとする。

③ ①②以外の経費は事業者の負担とし、分別冊子への広告掲載料等により、事業者自身で資金調達を行う。

④ 見積書（様式第3号）に記載する金額が①の上限額を上回る場合には、本プロポーザル審査の対象外とする。

(5) 分別冊子の仕様等

① 発行予定数

20,000 部

*雲南エネルギーセンター（以下「雲南 EC」という。）管内用 15,000 部

*いいしクリーンセンター（以下「いいし CC」という。）管内用 5,000 部

② サイズ

A4 版

③ 刷り色

4 色カラー（シアン、マゼンダ、イエロー、ブラック）

④ ページ数

36 ページ以内（表紙 4 ページ、本文 32 ページ）

⑤ 分別冊子に掲載する内容

ア 家庭から排出されたごみ処理のフロー（雲南 EC といいし CC は別のフローとする。）。収集運搬～中間処理～資源リサイクル～最終処分等の流れを図式化すること。

イ ごみの 3 R について説明すること。

ウ ごみ処理手数料について掲載すること。

エ 燃やせるごみ、資源物（ビン、缶、古紙、衣類等）、不燃物（金属類、陶器・ガラス類、灰類、くつ・プラスチック類等）、有害物、特定家電、粗大ごみなどをページを分けて例示し、それぞれの分別方法等についてわかりやすく説明すること。

オ 五十音順にごみの品目別索引を作成すること。

カ その他必要と思われるものを掲載すること。

*それぞれイラスト等を用いてわかりやすく掲載すること。

⑥ 製本

中綴じ

⑦ 紙質

表紙／コート紙 A 版 86.5kg 相当 本文／上質紙 A 版 35.0kg 相当

⑧ 編集等の条件

ア 組合は、分別冊子の作成に必要な行政情報を事業者を提供する。

イ 分別冊子の発行にかかる一切の業務は、事業者が行う。ただし、分別冊子の企画、編集については、組合と十分協議のうえ実施すること。

ウ 編集データは PDF 形式にファイル化し、納品時に添付すること。

エ 校正は最低 2 回実施すること。その他に校正を要する場合は、組合と事業者が協議の上対応するものとする。

⑨ 広告の掲載

ア 分別冊子には、企業等の広告を掲載することができる。

イ 分別冊子に掲載する広告は事業者が募集するとともに、広告制作および掲載

に係る一切の業務を行うものとする。

ウ 掲載する広告の内容については、雲南市・飯南町事務組合広告掲載要綱（平成 25 年告示第 3 号）及び同要綱に係る運用基準（平成 25 年告示第 4 号）の規定を準用する。

（6）納品

納品は、雲南 EC 管内 566（予定）、いいし CC 管内 135（予定）の自治会等（合計 701 予定）ごとに必要部数を仕分け梱包し、組合が指定する場所に納品すること。

* 各自治会等の名称及び自治会内必要部数、納品場所・日時、梱包方法等は組合より後日指定する。

（7）著作権の帰属

- ① 組合が提供する行政情報等は、全て組合に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行うことは原則として行えないものとする。
- ② 事業者が分別冊子の制作のために収集した情報及び広告は事業者に帰属するものとし、組合が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本プロポーザルの参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）組合構成市町（雲南市、飯南町）のいずれかの、令和 3 年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）組合から指名停止措置を受けていないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- （6）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- （7）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- （8）自治体が発行する同種又は類似業務に係る冊子の作成に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。

4 参加の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類の入手方法

組合のホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期限および提出方法

令和3年6月18日(金)午後5時までに、後段記載の担当者(13事務局)まで持参または郵送すること。なお郵送の場合は提出期限当日の消印まで有効とする。

(3) 提出書類

① 参加表明書(様式第1号) 1部

② 企画提案書(任意様式) 7部

企画提案書には以下の事項を記載すること。

ア 協働発行事業についての考え方、方針

イ 分別冊子の構成について創意工夫の提案

ウ 分別冊子の仕様

a 総ページ数(行政情報ページ数及び広告スペースの割合)

b 刷り色

c 製本

d 紙質

エ 誌面デザイン

誌面デザインについて次のとおり見本を作成すること

a 表紙

b 行政情報(ごみ減量化に関する取組み、ごみの分別方法、ごみの出し方等)

c ごみの品目別索引

*紙面デザインについては、前記「2業務の内容(5)分別冊子の仕様等⑤分別冊子に掲載する内容」に沿ったものであること。

オ 事業スケジュール(納品までのスケジュール)

カ 業務実施体制(業務実施責任者及び担当者を記載すること)

キ 広告掲載予定数及び広告募集計画(募集手順等)

ク その他PR資料

③ 業務実施責任者及び担当者の経歴、実績等(様式第2号) 7部

④ 発行から配布までのスケジュール(任意様式) 7部

⑤ 広告掲載予定数及び広告募集計画(任意様式) 7部

⑥ 同種または類似する業務の実績を示す資料 2部

*これまで事業者において作成した同種あるいは類似した冊子等とする。

⑦ 見積書（様式第3号）7部

* 見積書の提出には、分別冊子の編集、発行に係る人件費、印刷製本費、配送等の経費と、組合負担額及び広告料収入等の収支について、任意様式で総事業費内訳書を提出すること。なお、組合負担額については、本要領「2業務の内容（4）契約概算額（上限見積額）」によること。

(4) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ③ 提出書類の追加および修正は認めない。
- ④ 参加表明書を提出した者は、本要領に同意したものとみなす。

5 質問の受付等

- (1) 本件に関する質問は、質問書（様式第4号）により受け付けるものとする。
- (2) 受付期間は、令和3年5月21日（金）午後5時まで（必着）とし、電子メールにより雲南市・飯南町事務組合環境事業部に提出すること。なお、提出の際は、必ず電話により着信確認を行うこと。「13事務局」参照。
- (3) 提出された質問に対する回答は、質問者名を伏せて、令和3年5月28日（金）午後5時までに、組合ホームページでまとめて公開する。

6 審査方法等

(1) 審査方法

別添1の選定委員会において「3参加資格」の審査を行い、条件を満たした場合には提出された書類の内容を審査し、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。応募者が一者の場合も審査を実施し、評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 審査基準および評価点数

雲南市・飯南町事務組合「ごみ分別冊子」協働発行業務公募型プロポーザル審査要領のとおり。

(3) 選定結果

企画提案書を提出した者に対し文書で通知する。審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 契約

- (1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。
- (2) 仕様書の内容が確定したのち、見積合わせを行い、契約額を決定する。

- (3) 交渉の結果、受託候補者との契約に至らなかった場合は、次点者と交渉を行う。
- (4) 委託契約締結後において、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は契約の解除ができるものとする。

8 協定

協働発行业者に決定した者は、組合と分別冊子の協働発行业務に関する協定を締結するものとする。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類の提出方法および提出期限を遵守しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) その他本要領を遵守しない場合。

10 スケジュール

| 項目 | 日程（予定） |
|-----------------|------------------|
| 公募開始 | 令和3年5月14日（金） |
| 質問の受付期限 | 令和3年5月21日（金）午後5時 |
| 質問の回答 | 令和3年5月28日（金） |
| 企画提案書等応募書類 提出期限 | 令和3年6月18日（金）午後5時 |
| 選定結果通知 | 令和3年7月上旬（予定） |
| 契約、協定締結 | 令和3年7月中旬（予定） |

11 注意・免責事項

- (1) 発行の責任は、行政情報ページは組合が、その他のページは事業者が負うものとする。
- (2) 本業務により知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第55号）及び雲南市・飯南町事務組合個人情報保護条例（平成17年条例第1号）、同施行規則（平成17年規則第3号）等を遵守し、適正に管理すること。
- (3) その他、分別冊子の編集に際しては、各種法令を遵守すること。
- (4) 成果品の納品後、成果物に事業者の責任による瑕疵が発見された場合は、事業者の責任において解決すること。
- (5) 納品後、事業者が成果物に瑕疵を発見した場合は、速やかに組合に連絡すること。

12 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、組合と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 事業者は、本業務を完了したときは、遅滞なく組合に対して完了報告書（任意様式）を提出すること。あわせて、本業務に係る収支報告書(任意様式)を提出すること。
- (3) 本要領は、分別冊子の完成、納品をもって失効する。

13 事務局

雲南市・飯南町事務組合環境事業部（担当：小川）

〒690-2701

島根県雲南市掛合町掛合 1261-3

TEL：0854-62-9550

FAX：0854-62-9551

E-mail：kankyoutai@i-yume.ne.jp

別添 1

| | |
|------|---|
| 名称 | 雲南市・飯南町事務組合「分別冊子」協働発行業務公募型プロポーザル 選定委員会 |
| 所掌事務 | プロポーザルの審査、選定に関すること |
| 委員長 | 事務局長 |
| 副委員長 | 事務局次長兼環境事業部長 |
| 委員 | 雲南エネルギーセンター所長 |
| 委員 | リサイクルプラザ所長 |
| 委員 | いいしクリーンセンター所長 |
| 委員 | 施設整備課長 |
| 委員 | 業務管理室長 |